

## 羽島市会計年度任用職員（桑原排水機場操作業務）募集案内

会計年度任用職員とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員です。採用されますと、地方公務員の服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。

### 1. 募集内容について

(1)申込期間 令和8年1月15日(木)～2月3日(火)

(2)採用予定人数及び職務内容

採用予定人員	職務内容	月の勤務時間
3人	桑原排水機場の操作運転・場内管理業務	110時間程度

※採用予定人数に関わらず、選考結果が合格となつた方を「採用候補者名簿」に登録させていただきます。名簿登録の全員が採用されるわけではありません。

※「採用候補者名簿」の有効期間は、合格時から令和9年3月31日までです。任用期間中または任用期間終了後に関わらず令和9年3月31日までは「採用候補者名簿」に登録されます。

(3)申込資格

次に掲げる項目のいずれか(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)に該当する人は申し込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・羽島市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 2. 勤務条件について

任用期間	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
勤務日	年120日程度(月平均10日程度)
勤務時間	8時～20時(休憩時間60分)
勤務場所	桑原排水機場(羽島市桑原町小藪地内)
給与・手当	月額 181,000円程度 期末手当、通勤費(費用弁償) 昇給なし ※給与及び費用弁償に関する条例・規則等の定めるところにより支給します。
給与支給日	毎月21日

休暇	勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより付与します。 (年次休暇、夏季休暇等の特別休暇あり)
健康保険	加入(岐阜県市町村職員共済組合)
厚生年金保険	加入(日本年金機構)
雇用保険	加入
公務災害	補償あり
服務・懲戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法に規定する服務規程が適用されます。</li> <li>(服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限)</li> <li>・地方公務員法に規定する懲戒処分、分限処分の対象となる場合があります。</li> </ul>
健康診断	年1回
人事評価	あり
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用後1か月は条件付採用とし、良好な成績で勤務したときに正式採用となります。</li> <li>・土日祝祭日の関係がない勤務となります。</li> <li>・勤務体制は1人です。</li> <li>・敷地内巡視(2回程度/日)以外は桑原排水機場内の業務となります。</li> <li>・職員駐車場を使用される場合は、月額2,000円が必要です。</li> <li>・敷地内は全面禁煙です。</li> </ul>

### 3. 応募方法について

#### (1)書類の提出

申込書	履歴書を提出して下さい。
提出方法	<p><b>【郵送する場合】</b> 封筒の表に「会計年度任用職員申込」と朱書きし、産業振興部農政課宛てに郵送してください。令和8年2月3日(火)の当日消印有効とします。</p> <p><b>【直接持参する場合】</b> 市役所庁舎2階の産業振興部農政課に提出してください。平日の午前8時45分から午後4時45分まで受け付けます。(土・日・祝日は受け付けません。) ※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>

#### (2)申し込みから採用までの流れ

	期 間	備 考
① 申し込み	1月15日(木) ～2月3日(火)	書類提出をしてください。
② 面接	2月中旬～	面接の日時・場所をご連絡します。

③ 合格	2月下旬 ～3月上旬	選考結果を通知します。合格された方は「採用候補者名簿」に登録します。 <u>※合格者全員が採用されるわけではありません。</u>
④ 採用内定	3月上旬～3月中旬 (4月1日採用の場合)	採用内定した方に、内定通知と採用に必要な書類を個別に送付します。
⑤ 必要書類の提出	3月中旬 (4月1日採用の場合)	期日までに書類を提出していただきます。
⑥ 採用		勤務初日に勤務条件通知書を交付します。

※令和8年4月1日以降に採用の予定が生じた場合、採用候補者名簿に登録されている方にご案内いたします。

#### 4. 問い合わせ先

〒501-6292 羽島市竹鼻町55番地  
 羽島市役所 産業振興部農政課 土地改良係  
 電話 058-392-1111 内線 2651,2652  
 メール nosei@city.hashima.lg.jp